

イソピラザムに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b>            おうとうの残留基準を 5ppm にすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]            残留試験 2 事例で、散布 1 日後の最大残留値は代謝物を含め 2.12ppm である。</p> <p><b>【意見2】</b>            2013 年のパブコメで、下記の穀類の残留基準を、残留実態を示すことなく、国際基準なみに緩和することに反対したが、基準はそのままなうえ、その他の穀類はさらに緩和している。低値にするよう再考された。</p> <p>(1)小麦 0.2ppm            (2)大麦 0.6ppm            (3)ライ麦 0.2            (4)その他の穀類 0.6ppm</p> <p>[追加理由]            1、国際基準を援用した現行 0.2ppm に反対したが、具体的な作物の残留データが示されないまま、大麦の基準を援用している。</p>	<p><b>【回答1】</b>            残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成22年1月27日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p>おうとうの残留基準は、国内で実施された作物残留試験成績に基づいて設定しています。</p> <p><b>【回答2】</b>            残留基準の設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>小麦、大麦、ライ麦及びその他の穀類の残留基準は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、EUの基準値を参照する旨の残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物のみでなく、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。今回、その他の穀類につきましてはEUの基準値変更に伴い、基準値</p>

<p><b>【意見3】</b>  いままでのパブコメで、試験例がすくなく、多くの場合、散布1日後の最大残留値をベースに基準が2ppm以上に決められているとして、低値に見直すよう求めてきたが、残留実態を示すことなく、従来どおりの基準である。再考されたい。</p> <p>(1)はくさい 5ppm  (2)キャベツ 3ppm  (3)レタス 10ppm  (4)トマト 3ppm  (5)なす 2ppm  (6)りんご 5ppm  (7)日本なし 3ppm  (8)西洋なし 3ppm  (9)あんず 5ppm  (10)すもも 2ppm  (11)うめ 5ppm  (12)いちご 5ppm  (13)ぶどう 10ppm  (14)かき 2ppm</p> <p><b>【意見4】</b>  下記の畜産品の残留基準を緩和することに反対である。</p> <p>(1)牛、豚その他の陸棲せい哺乳類に属する動物の筋肉 0.03ppm</p> <p>[理由]  1、現行基準0.01ppmを、残留実態を示すことなく、国際基準0.03ppmに緩和している。  2、肉牛、乳牛での最大推定残留濃度は、筋肉で&lt;0.01ppm、脂肪で0.021ppmである。</p> <p>(2)乳 0.02ppm</p> <p>[理由]  1、現行基準0.01ppmを国際基準0.02ppmに緩和して</p>	<p>の見直しを行いました。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p><b>【回答3】</b>  残留基準の設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。残留農薬については、輸入時には検疫所が、国内流通品については、自治体が計画的に検査を行っています。厚生労働省では、年度毎にその結果を取りまとめて公表しておりますが、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えております。</p> <p>(平成27年度の検査結果の取りまとめ)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html</a></p> <p><b>【回答4】</b>  残留基準の設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>牛、豚及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉並びに乳につきましても、コーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。詳細に</p>
--	--

<p>いる。</p> <p>2、乳牛での最大推定残留濃度は、乳で&lt;0.01ppmである。</p> <p><b>【意見5】</b></p> <p>全体的に残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験で、雌で肝細胞腺腫及び子宮内膜腺癌の発生頻度が増加している。非遺伝毒性メカニズムとされた。ラットの発生毒性試験で、母動物に毒性の認められる用量で骨化遅延及び骨格変異が、ウサギの発生毒性試験で、高用量で胎仔で小眼球が認められた。このような農薬の摂取を出来るだけ減らすために、基準をさげるのがよい。</p> <p>2、TMDIへの寄与率が高いのは、リンゴ、トマト、レタス、ハクサイ、ブドウの順である。</p> <p>3、短期推定摂取量は、国民全体区分15作物で、幼小児区分12作物で暴露量を残留基準より低値にして、算出している。</p> <p>食品別のESTI/ARfDは、国民全体区分で はくさい、レタス類。りんご、日本なし、ぶどうが20%。幼小児区分で りんご50%、かき40%、はくさいとレタス類とトマトと日本なし30%、キャベツとぶどうとりんご果汁20%である。</p> <p>ぶどうの場合、残留基準10ppmを暴露値3.59ppmとしている。10ppmならば、国民全体52%、幼小児114%となる。</p> <p>4、暴露値にみあう残留基準にすればよい。</p>	<p>については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/lpe-f/en/">http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/lpe-f/en/</a></p> <p><b>【回答5】</b></p> <p>残留基準の設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験及びウサギの発生毒性試験の結果も評価した上で、一日摂取許容量(ADI)と急性参照用量(ARfD)が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した安全性は担保できると考えています。</p> <p>詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418011">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418011</a></p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>短期推定摂取量(ESTI)の評価については、一般及び幼小児(妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDが設定された場合には、当該集団を含む。)の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量(短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセントイル値(100人中2~3番目に多く食べる人の量に相当する摂取量)を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、</p>
--	---

		<p>ESTI/ARfD が 100%を超えないことを確認しています。詳細については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p>
2	<p><b>【意見 6】</b></p> <p>殺菌剤で諸外国でも基準値が定められているようですが、使用対象は麦系やバナナ等に限定されている一方、日本では野菜果物のみならずそれらを飼料として食す牛豚鶏にまで基準があります。この農薬単品で最大摂取しても問題ないかのような表現もされていますが、認められている農薬は 800 以上(違っていただければご指摘ください)に登ります。これだけの種類と量になると、複合影響のリスクは相当なものと推定されます。「100 の安全係数で除しているからとか、組合せが無数になるので複合影響は確認する必要がない」とか言われてられない状況ではないでしょうか？</p> <p>是非とも全ての残留農薬複合影響をご確認の上、基準を再設定お願いします。安全だとおっしゃるのであればご担当の方には全ての残留農薬上限値の溶液を毎日摂取していただき安全性を証明いただきたく存じます。</p>	<p><b>【回答 6】</b></p> <p>複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHO では、①100倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている。②相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組合せは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない、とされています。</p> <p>また、同一の作物に対して複数種類の同系統の農薬が同時期に使用される可能性は低く、さらに、各農薬について最大残留が生じる使用条件下において同時に使用される可能性は極めて低いことから、食品を介した当該物質の摂取量は極めて少ないものと考えております。</p>

エトフェンプロックスに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b>                      その他のきく科野菜の残留基準を 10ppm とすることに反対である。もっと低値にすべきである。                      [理由]                      1、現行 2ppm に反対したが、残留実態も示されず、さらに緩和されている。                      2、食用菊の残留試験 2 事例は、2 回使用 散布 3 日後の最大残留値 4.84ppm であるが、使用回数を減らし、収穫前日数をもっと延ばせばよい。</p> <p><b>【意見 2】</b>                      下記食品について、いままでのパブコメで、事例が少ない、最大残留値よりも高すぎるなどの理由により、残留実態を示し、もっと低値にするよう求めたが、基準は据え置かれている。再考を求める。</p> <p>(1) こめ 0.5ppm                      (2) その他の穀類 5ppm                      (3) だいこん類の葉 5ppm                      (4) はくさい 5ppm                      (5) 芽キャベツ 2ppm                      (6) ブロッコリー 10ppm                      (7) レタス 2ppm                      (8) ねぎ 2ppm                      (9) みつば 5ppm                      (11) その他のせり科野菜 2ppm                      (12) トマト 2ppm                      (13) ピーマン 5ppm                      (14) なす 2ppm                      (15) その他のなす科野菜 2ppm                      (16) オクラ 3ppm</p>	<p><b>【回答 1】</b>                      残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成 22 年 1 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p><b>【回答 2】</b>                      残留基準の設定の考え方については、【回答 1】を御参照ください。</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。残留農薬については、輸入時には検査所が、国内流通品については、自治体が計画的に検査を行っています。厚生労働省では、年度毎にその結果を取りまとめて公表しておりますが、基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えております。                      （平成27年度の検査結果の取りまとめ）  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html</a></p>

<p>(17)しょうが 3ppm  (18)未成熟えんどう 2ppm  (19)未成熟いんげん 3ppm  (20)えだまめ 3ppm  (21)その他の野菜 10ppm  (22)レモン 5ppm  (23)オレンジ 5ppm  (24)グレープフルーツ 5ppm  (25)ライム 5ppm  (26)その他のかんきつ類果実 5ppm  (27)りんご 2ppm  (28)日本なし 2ppm  (29)西洋なし 2ppm  (30)ぶどう 4ppm  (31)かき 2ppm  (32)マンゴー 5ppm  (33)茶 10ppm  (34)その他のスパイス 20ppm  (35)牛、豚、その他の陸棲せい哺乳類に属する動物の脂肪 6ppm  (36)魚介類 0.8ppm</p> <p><b>【意見3】</b>  全般的に残留基準が高すぎるため、残留実態調査結果を踏まえ、より低い値に設定すべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、TMDIの対ADI比は、国民全体で89.8%、幼小児195.4%、妊婦84.8%、高齢者91.64%で。食品からの摂取をADIの80%以下とする安全目安を越える。陸棲哺乳類の肉と乳のTMDIへの寄与が特に高く、米、はくさい、ブロッコリー、トマト、りんご、茶、魚介類の寄与率も高い。</p> <p>また、EDIの算出では、コメの基準0.5ppm→暴露値0.09ppm、はくさい5→2.88ppm、ブロッコリー10→2.3ppm、トマト2→0.437ppm、りんご2→0.6ppm、茶10→0.02ppm、魚介類0.8→0.24ppm、肉類6→筋肉0.064と脂肪2.2ppm、乳0.4→0.17ppmなどとして、EDI/ADI比を低くみせている。</p>	<p><b>【回答3】</b>  残留基準の設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量に</p>
---	--

<p>2、ESTI（短期推定摂取量）の算出にあたっては、国民全体区分の42食品で、幼小児区分の24食品で、暴露評価数値として残留基準よりも低い値を用いている。</p> <p>たとえば、コメの基準0.5ppm→暴露値0.09ppm、はくさい5→2.88ppm、茶10→2.8ppm、であり、EDIの算出の場合と暴露数値も異なる。</p> <p>3、ラットを用いた発がん性試験で、雌に甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、非遺伝毒性メカニズムとされた。他の発がん性物質や放射性物質との相乗作用が不明であり、ガン患者への影響もわからない。このような農薬の摂取は出来るだけ少なくするために、残留基準を下げるべきである。</p> <p>4、牛、豚、陸棲哺乳類の脂肪の残留基準が6ppmと高いにも拘わらず、ESTIが推定されていない。畜産品の短期摂食量も不明である。</p> <p>5、残留実態を調べ、残留試験結果よりも低ければ、それに見合うよう、低い残留基準を設定した方が、消費者の安全・安心につながる。</p> <p>6、エトフェンプロックスは、衛生害虫駆除用の殺虫剤として、デング熱、ジカウイルス感染症などの媒介蚊駆除にも用いられる。農薬以外からの摂取が配慮されていない。経口以外の摂取経路も考慮すべきである</p>	<p>より算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。</p> <p>なお、暴露評価を行う際には、残留基準が設定される農作物以外の食品、水、空気等を介した農薬の暴露量も考慮しています。</p> <p>詳細につきましては以下を御覧ください。  <a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>短期推定摂取量（ESTI）の評価については、一般及び幼小児（妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）が設定された場合には、当該集団を含む。）の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂食量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセントイル値（100人中2～3番目に多く食べる人の量に相当する摂食量）を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfDが100%を超えないことを確認しています。詳細については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p> <p>本剤の発がん性試験については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生数の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」と結論され、人が一生涯にわた</p>
---	--

		<p>って毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADI が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180621046">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180621046</a></p> <p>ESTI の推計においては、作物残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) を用い、3例以下の場合には残留基準値 (MRL) を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じてHR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる米、小麦やオレンジ果汁等の場合は、中央値 (STMR) を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p>
2	<p><b>【意見4】</b></p> <p>国際基準はりんご なし等に設定されているだけで、アメリカでは米や乳の設定もあるようですが、限定されています。一方、日本では1と同様、幅広く、設定されています。米麦大豆はもちろん、主要野菜果物、牛豚鶏、なんでもござれです。なぜこんなに広範囲で認められているのでしょうか？</p>	<p><b>【回答4】</b></p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省から残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものです。残留基準値は本剤の適用がある作物すべてについて設定されています。</p> <p>国内で本剤の適用がない作物でも海外で使用が認められており、国際基準であるコーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。</p> <p>また、輸入される可能性のある食品については、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及</p>

		<p>び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226 第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)に基づく残留基準の設定要請に基づき、海外における作物残留試験結果等を参考に残留基準を設定しています。</p> <p>このように日本国内での適用作物に限らず残留基準を設定しており、それらの残留基準も含めて、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確保しています。</p>
--	--	--

フェンピロキシメートに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b></p> <p>前のパブコメ意見で、高すぎると反対したみつば2ppmを含め、その他のきく科野菜など9作物の残留基準を削除したことに賛成である。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ラットを用いた発がん性試験で、雌に甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、非遺伝毒性メカニズムとされた。このような農薬の摂取を出来るだけ減らすためにも、基準を下げた方がよい。</p> <p>2、国内外で適用のない作物には、残留基準は不要である。</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、本剤においても、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、雄ラットの慢性毒性／発がん性併合試験及びイヌの単回経口投与、単回及び反復経口投与、亜急性並びに慢性毒性試験も評価した上で、一日摂取許容量（ADI）と急性参照用量（ARFD）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した安全性は担保できると考えています。</p> <p>詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20170721085">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20170721085</a></p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく基準値の設定要請がなされたことに伴い、上記委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものです。残留基準値は本剤の適用のある作物すべてについて設定されます。国内で本剤の適用がない作物でも海外で使用が認められており、国際基準であるコーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。</p>

<p><b>【意見2】</b>  おうとうの基準を 2ppm とすることに反対である。  [理由]  1、残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値 0.25ppm である。  2、現行 0.7ppm を残留データが不明な国際基準に緩和している。</p> <p><b>【意見3】</b>  2014 年のパブコメで、下記食品の残留基準を 2ppm 以上にしたことに対し、残留実態を調べ、もっと低値するよう求めたが、基準値が据え置かれている。再考を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その他のなす科野菜 2ppm</li> <li>(2) えだまめ 2ppm</li> <li>(3) その他の野菜 5ppm</li> <li>(4) うめ 2ppm</li> <li>(5) 茶 40ppm</li> <li>(6) ホップ 15ppm</li> <li>(7) その他のスパイス 5ppm</li> <li>(8) その他のハーブ 1 2ppm</li> </ul>	<p>下記のホームページ等を御覧ください。  <a href="http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/">http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</a></p> <p><b>【回答2】</b>  残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成22年1月27日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p>おうとうの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準に基づく設定の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p><b>【回答3】</b>  残留基準の設定の考え方については、【回答2】を御参照ください。</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。残留農薬については、輸入時には検疫所が、国内流通品については、自治体が計画的に検査を行っています。厚生労働省では、年度毎にその結果を取りまとめて公表しておりますが、当該成分の基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベル</p>
---	---

<p><b>【意見4】</b>  下記畜産品の残留基準を現行基準の5～50倍の国際基準に緩和することに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)牛、豚、その他の陸棲せい哺乳類に属する動物の筋肉、脂肪 0.1ppm</p> <p>(2)牛、豚、その他の陸棲せい哺乳類に属する動物の肝臓、腎臓、食用部分 0.5ppm</p> <p>[共通理由]</p> <p>乳牛への1ppm混餌投与試験で、筋肉、脂肪での最大残留値は0.018ppmであり、肝臓、腎臓では0.24ppmである。</p> <p><b>【意見5】</b>  全体的に、残留基準が高すぎる。残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。その他の野菜及び茶のTM</p>	<p>は十分に低いものと考えております。</p> <p>(平成27年度の検査結果の取りまとめ)</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html</a></p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000020980600005.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000020980600005.html</a></p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000021233200009.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000021233200009.html</a></p> <p>(食品健康影響評価)</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20170721085">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20170721085</a></p> <p><b>【回答4】</b>  畜産物の残留基準については、飼料の作物残留試験成績と家畜残留試験成績に基づき検討し、飼料を通じて畜産物中へ移行する最大残留農薬濃度を踏まえて、幼小児、妊婦、妊娠の可能性のある女性及び高齢者にも安全な残留基準を設定しています。畜産物における農薬の最大残留濃度の算出に当たっては、飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露され得る最大量である最大飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden) の値を使用しています。詳細については、平成21年4月14日の農薬・動物用医薬品部会の資料1「飼料の残留農薬基準設定及び飼料由来の畜産物の残留農薬基準設定に係る国際的な考え方について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0414-5b.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0414-5b.pdf</a></p> <p><b>【回答5】</b>  長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和に</p>
--	--

<p>DIへの寄与率が大きすぎる。ESTI/ARFD比が100%を超える食品もある。</p> <p>[理由]</p> <p>1、TMDI/ADI比は、国民全体、幼小児、高齢者でそれぞれ、85.4%、100%、109%で、安全性の目安の80%を超える。これは、他の野菜と茶のTMDIへの寄与率が高いからである。</p> <p>そのため、EDIが算出され、暴露評価量を60食品で残留基準より低くし、EDI/ADI比を低くみせかけている。たとえば、茶では、残留基準40ppmであるが暴露量は0.13ppm、ぶどうは残留基準1ppm→暴露量0.512、れんこんは残留基準5ppm→2.48としている。</p> <p>2、短期推定摂取量ESTIの算出に当たっても、暴露評価量を残留基準より低くしたのが、国民全体区分で28食品、幼小児区分で8食品ある。たとえば、茶の残留基準40ppm→暴露評価量0.13ppm。</p> <p>3、ESTI/ARFD比では、国民全体区分で、れんこん100%(残留基準5ppmのところ暴露量2.48ppmで算出)、マンゴー90%、とうがん/グレープフルーツ60%、そらまめ/日本なし/西洋なし50%、トマト/もやし/なつみかん/プルーン40%、にがうり/えだまめ/オレンジ/ぽんかん/りんご/いちじく30%、ピーマン/なす/とうがらし/きゅうり/ほうれんそう/ウメ20%</p> <p>幼小児区分では、日本なし/ぶどう100%(ぶどうは残留基準1ppmのところ暴露量0.512として算出)、トマト/オレンジ90%、かき70%、りんご60%、なす/きゅうり/うめ50%、ピーマン/ほうれんそう/えだまめ/いちご40%未成熟いんげん/みかん20%</p>	<p>ついてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>推定一日摂取量(EDI)試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>ARFDIについては、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に100分の1の量に設定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量は、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂取するという状況を仮定して推定したものです。このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それがARFDを超えないことを確認することは、妥当と考えています。</p> <p>短期推定摂取量(ESTI)の推計においては、作物残留試験が4例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度(HR)を用い、3例以下の場合には残留基準値(MRL)を用いることとしています。HRを用いる場合についても、食品の形態に応じてHRに変動係数を乗じるなど、ESTIが過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる米、小麦やオレンジ果汁等の場合は、中央値(STMR)を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210</a></p>
---	--

		<a href="#">00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a>
2	<p><b>【意見6】</b></p> <p>諸外国ではアボガド、ナッツ、トマトきゅうり、りんごなしなど。日本では野菜果物全般+それを食す家畜に幅広く設定。基準自体は厳しくするものあり、緩めるものありますが、リスク回避を最優先に考えるなら緩くすることは考えられません。再考お願いします。</p>	<p><b>【回答6】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>

ブチルヒドロキシアニソールに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>残留実態の調査もなく、魚介類の基準を畜産品よりも緩い0.5ppmとするのは反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、にじます、こい、あゆの混餌投与試験で、最終投与3日後の筋肉、内臓での残留量は&lt;0.05ppmであり、太平洋さけの試験での最大残留濃度 0.192ppmである。休薬期間を指定すれば、もっと低値になると思われる。</p> <p>2、魚介類のTMD Iへの寄与率が高い。</p> <p>3、ブチルヒドロキシアニソールの毒性は、1989年のJECFAの評価があるだけで、国際基準や諸外国の基準もない。</p> <p>4、染色体異常を誘発するだけでなく、げっ歯類では、前胃に発がんが認められる。このような物質は、食品への残留を出来るだけ減らすべきである。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、飼料添加物の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。残留試験の実測値から残留基準を設定するに際しては、残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。</p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての畜水産物からの飼料添加物の摂取量の総和について一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、飼料添加物の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>本剤の遺伝毒性及び発がん性について、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「遺伝毒性については、ブチルヒドロキシアニソール（BHA）及びその代謝物であるtert-ブチルヒドロキノン（TBHQ）等は染色体異常誘発性を有すると考えられたが、代謝物として生成されたキノン化合物によって活性酸素種が生じたことによる間接的な影響によるものであり、BHA及びTBHQ等の代謝物は生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えたことから、BHAのADIを設定することは可能であると判断した。発がん性については、BHAを投与したげっ歯類の前胃に認められた発がん性はげっ歯類に特異的なものであり、ヒトとの関連性はないと判断した。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。残留基準はこのADIの範囲内で設定しており、食品の安全性に</p>

		<p>問題が生じることはないと考えています。</p> <p>詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120821624">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120821624</a></p>
2	<p><b>【意見 2】</b></p> <p>諸外国で飼料添加物、食品添加物として認められているが、発ガン性が疑われているものらしい</p> <p><a href="https://anti-agingfood.com/252/">https://anti-agingfood.com/252/</a></p> <p>ですが、それでも残留を認めるのでしょうか？</p>	<p><b>【回答 2】</b></p> <p><b>【回答 1】</b> 後段をご覧ください。</p>

フルメキンに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>以下の食品の残留基準 0.5ppm 以上にすることに反対する。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) 牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物、鶏の筋肉、肝臓 0.5ppm</p> <p>(2) 牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物、鶏の脂肪 1ppm</p> <p>(3) 牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物、鶏の腎臓、食用部分 3ppm</p> <p>(4) 4 種の魚介類 0.6ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、牛、豚、羊の経口又は筋肉投与試験で、最終投与 72 時間後の組織中最大残留値は 0.33ppm、鶏の飲水投与試験で、最終投与 72 時間又は 96 時間後の組織中最大残留値は &lt;0.1ppm、にじますの経口投与試験で、最終投与 14 日後の組織中最大残留値は &lt;0.05ppm</p> <p>2、畜産品、魚介類とも残留実態調査が実施されていない</p> <p>3、日本で、動物用及びヒト用医薬品として承認されていない。</p> <p>4、マウスで肝臓の腫瘍が見られたが、非遺伝毒性メカニズムとされており、13 週亜急性毒性試験の無毒性量 25mg/kg 体重/day であった。</p> <p>安全係数 1000 とすれば、ADI は 0.025mg/kg 体重/日となるのに、微生物学的 ADI を採用して、0.071mg/kg 体重/日としている。</p> <p>5、フルメキンは、合成抗菌性物質で、食品中に、本剤を含有してはならないとされている。乳の定量限界が 0.005 ppm であることから、この数値を超えてはならない。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、動物用医薬品の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。残留試験の実測値から残留基準を設定するに際しては、残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。</p> <p>牛、豚及び鶏につきましては、国内に承認はありませんが、海外で使用が認められており、これらの畜産物の残留基準は国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。</p> <p>コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fao.org/food/food-safety-quality/scientific-advice/jecfa/jecfa-vetdrugs/details/en/c/29/">http://www.fao.org/food/food-safety-quality/scientific-advice/jecfa/jecfa-vetdrugs/details/en/c/29/</a></p> <p>また、乳及び魚介類については EUI において実施された残留試験結果等を参考に設定しています。EUI における評価は以下のサイトから入手可能です。</p> <p><a href="https://www.ema.europa.eu/en/search/search?search_api_views_fulltext=flumequine&amp;op=Search">https://www.ema.europa.eu/en/search/search?search_api_views_fulltext=flumequine&amp;op=Search</a></p> <p>なお、食品安全委員会は安全係数を 100 として毒性学的 ADI を 0.25 mg/kg 体重/day と設定しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100216151">http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100216151</a></p> <p>「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない」とされていますが、一</p>

		<p>方で、残留基準が定められている場合にはこの限りではないことがただし書きとして規定されています。</p>
<p>2</p>	<p>【意見2】</p> <p>「マウスにおいて肝臓の腫瘍形成がみられたが、フルメキンに生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないことから、遺伝毒性発現機序によるものではないと推察した。</p> <p>…以上のことから、フルメキンの肝腫瘍の発現機序は、細胞増殖の活性化を伴う慢性的な肝傷害が関連していると考え、ADIを設定することは可能と判断した。」</p> <p>このように腫瘍発生のリスクが明らかなのに、もっともらしい理由を付けて使用を認めるのは、ヒトの健康リスクより「よっぽどのがない限り残留を認める」ありきのスタンスであり、悲しい限りです。</p>	<p>【回答2】</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、</p> <p>「遺伝毒性試験において、<i>in vivo</i>のコメットアッセイでは肝臓で陽性の結果が得られたが、<i>gpt delta</i>マウスを用いた2つの遺伝子突然変異試験が肝臓で陰性であり、DNA損傷はその後修復され突然変異に至らないと推察されたことから、フルメキンに生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えた。</p> <p>マウスにおいて肝臓の腫瘍形成がみられたが、フルメキンに生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないことから、遺伝毒性発現機序によるものではないと推察した。<i>gpt delta</i>マウスを用いた試験の1つでは、フルメキン投与群の8-ヒドロキシデオキシグアノシン量は増加せず、5-プロモ-2'-デオキシウリジン陽性細胞が増殖していた。もう1つの試験では、フルメキン投与によって、病理組織学的に明らかな肝傷害に加えて、細胞周期関連遺伝子のmRNAの発現量の増加及びサイトカイン遺伝子のmRNA量の増加が認められた。</p> <p>以上のことから、フルメキンの肝腫瘍の発現機序は、細胞増殖の活性化を伴う慢性的な肝傷害が関連していると考え、一日摂取許容量（ADI）を設定することは可能と判断した。」</p> <p>と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。残留基準はこのADIの範囲内で設定しており、食品の安全性に問題が生じることはないと考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100216151">http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100216151</a></p>

マンデストロビンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b>            下記の 2 食品の残留基準に反対である。もっと低値にすべきである。            (1) はくさい 5ppm            [理由] 残留試験 6 事例で、散布 1 日後の最大残留値 2.18ppm である。            (2) しゅんぎく 50ppm            [理由] 残留試験 3 事例で、3 回使用で散布 1 日後の最大残留値 36.2ppm である。            使用回数をへらし、使用時期を前日までから延ばせばよい。</p> <p><b>【意見 2】</b>            2017 年のパブコメ意見で、下記の食品の残留基準については、試験事例が少ない/散布 1 日後の高い残留値ベースにしているなどの理由で、もっと低値にすべきであるとしたが、残留実態をしめすことなく、基準はそのままである。再考を求める。            (1) キャベツ 5ppm            (2) ケール 40ppm            (3) こまつな 40ppm            (4) きょうな 25ppm            (5) チンゲンサイ 40ppm            (6) その他のあぶらな科野菜 40ppm            (7) レタス 40ppm            (8) トマト 10ppm            (9) なす 2ppm            (10) きゅうり 2ppm</p>	<p><b>【回答 1】</b>            残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定していません。詳細については、平成 22 年 1 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p>はくさい及びしゅんぎくの残留基準は、国内で実施された作物残留試験成績に基づいて設定しています。</p> <p><b>【回答 2】</b>            残留基準の設定の考え方については、【回答 1】を御参照ください。</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p>

- (11) 未成熟えんどう 5ppm
- (12) 未成熟いんげん 10ppm
- (13) えだまめ 10ppm
- (14) その他の野菜 10ppm
- (15) りんご 5ppm
- (16) 日本なし 2ppm
- (17) 西洋なし 2ppm
- (18) ネクタリン 5ppm
- (19) あんず 5ppm
- (20) すもも 2ppm
- (21) うめ 5ppm
- (22) おうと 5ppm
- (23) いちご 3ppm
- (24) ぶどう 10ppm
- (25) かき 3ppm
- (26) 茶 40ppm
- (27) その他のハーブ 40ppm

**【意見3】**

全体的に残留基準が高すぎる。もっと低値にすべきである。

[理由]

1、2019年のTMDIは下記のように、前回よりさらに増大し 対ADI比も増えた。

		国民全体	幼小児	妊婦	高齢者
TMDI	2017年 評価	2139.6	1011.3	1939.4	2555.1
μg/Kg体重/日	2019年 評価	2306	1053.7	2155.1	2790.4
対ADI 比 %	2017→ 2019年	20.4→ 22.0	32.3→ 33.6	17.4→ 19.4	24.0→ 26.2

特に、キャベツ、こまつな、その他のあぶらな科野菜、レタス、トマト、その他の野菜、リンゴ、茶などのTMDIへの寄与率が高い。

**【回答3】**

残留基準設定の考え方については、【回答1】を御参照下さい。

長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

<p>2</p>	<p><b>【意見4】</b> 対象範囲が諸外国と比べて幅広いのはこれもそう。基準値自体も相当緩い。野菜などで多くが二桁まで容認されています。この溶剤毎日飲めますか？</p>	<p><b>【回答4】</b> 今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものであり、国内の作物残留試験成績からみて諸外国の基準を超える残留が国内で生産される農作物に想定される場合には、国内の作物残留試験成績に基づき、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000209806_00005.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000209806_00005.html</a></p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212332_00009.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212332_00009.html</a></p> <p>(食品健康影響評価) <a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418019">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418019</a></p>
----------	---	--

[モノ, ビス (塩化トリメチルアンモニウムメチレン)] - アルキルトルエンに関する御意見

番号	御意見 (概略)	回答
2	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>諸外国では使用が認められているが、基準が設定されていません。これはどういうことでしょうか？諸外国ではいくら残留してもいいのか？それとも測定されたらアウトということかご教示ください。もし測定されたらアウトということなら、日本でも認められてはならないと考えていますが？</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>本剤は消毒剤であり、適正使用に基づく残留試験結果において、残留濃度は本剤を使用後のすべての時点で定量限界未満となっております。このような、適正に使用する限り食品中に残留する可能性が低いなど、健康リスクが低いと考えられる医薬品等について、海外では食品中の残留基準値を設定しないことがあります。その場合、当該国において検出されても違反とはなりません。</p> <p>日本では、使用が認められている食品については、適正使用を確認するために基準値を設定しております。</p>